

大子第110号
令和2年4月30日

町内保育所利用保護者の皆さまへ

大河原町長 齋 清 志



新型コロナウイルス感染症防止のための保育所利用自粛期間延長について(お願い)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急事態宣言」により、ご家庭等での保育が可能な保護者の皆さまには、登所及び延長保育や土曜保育の利用を控えていただくよう、ご協力をお願いしてきたところですが、未だ感染終息の見込みが立たないことから、利用自粛要請期間を5月末日まで延長いたします。

保護者の皆さまには、感染拡大防止及び子どもたちの安全を守るため、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. ご家庭での保育をお願いする期間：令和2年5月7日（木）～5月31日（日）まで
2. 保育料について：この期間中に、ご家庭での保育にご協力いただき、1日以上登園を控えていただいた分の保育料を減額します。なお、一度全額お支払いいただき、後日還付させていただきます。その手続きについては後日ご案内いたします。
3. 給食費については、利用されている施設にご確認ください。
4. その他：児童や職員が罹患した場合などは、臨時休園とすることもあります。また、今後の状況に応じて、取り扱いの内容や期間を延長する場合があります。感染症対策のため、通常よりも保育士等に負担がかかっている状況も踏まえ、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】 大河原町子ども家庭課子育て支援係
電話：53-2251